

坂東市告示第208号

坂東市新型コロナウイルス感染症検査費用助成金交付要綱を次のように定める。

令和3年9月27日

坂東市長 木村 敏文

坂東市新型コロナウイルス感染症検査費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症予防の一環として、市民等の健康を保持し、不安の軽減を図るため、PCR検査（以下「検査」という。）を受けた者に対し、その費用の一部について予算の範囲内において坂東市新型コロナウイルス感染症検査費用助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) PCR検査 新型コロナウイルスが体内に存在しているかどうかを検体から直接病原体の遺伝子を検出するPCR法により調べる検査をいう。

(2) 行政検査 保健所又は医師が、濃厚接触者又はPCR検査が必要であると判断し、公費でPCR検査を行うこと。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 検査を受ける日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者

(2) 新型コロナウイルスワクチンが未接種である者

(3) 行政検査の対象外と判断された者

(交付対象検査)

第4条 助成の対象となる検査は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 令和3年8月1日から令和3年12月31日までに医療機関において実施されたものであること。

(2) 保険診療の適用外であり、検査費用を全額自己負担するものであること。

(3) この告示の規定による助成金と同等の助成を受けていないこと又は受ける予定がないこと。

(交付額等)

第5条 助成金の交付の対象となる額は、検査に要した額とし、2万円を限度とする。

2 助成金の交付は、対象者1人につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする対象者又はその保護者（以下「申請者」という。）は、令和4年1月14日までに、新型コロナウイルス感染症検査費用助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 検査を実施した医療機関が発行し、検査内容が記載された領収書

(2) 助成金の振込口座が確認できる通帳又はキャッシュカードの写し

(3) その他市長が特に必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、これを審査して交付の可否及び助成金の額を決定し、新型コロナウイルス感染症検査費用助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、新型コロナウイルス感染症検査費用助成金交付決定取

消通知書（様式第3号）により通知するとともに、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（調査等）

第9条 市長は、助成金に関し必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年9月27日から施行し、令和3年8月1日から適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に助成金の交付を受けた者における第7条から第9条までの規定の適用については、同日後においても、なお従前の例による。